

令和3年11月17日

コロナ禍で米価下落により減収した農業者に 支援金を交付します！

－本日開催の燕市議会で議決されました－

全国的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による飲食店等の時短要請発令など、感染症拡大による影響で外食需要が大きく減少し、米の需要が急速に減退したことから米価が軒並み下落しています。

市では、これまで様々な業種への支援を行ってきましたが、コロナ禍により、大幅な減収となった農業者に対しても直接的な緊急支援策を講じます。

■新型コロナウイルス感染症対策農業者緊急支援事業

○事業概要

	内 容
対 象 者	以下のすべての要件を満たす農業者 ・ 20a 以上耕作していること ・ 水稻生産実施計画書を提出していること ・ 市税等に未納がないこと
交付単価	10 a あたり 2,000 円
対象面積	3,250ha
予算規模	65,250 千円

○支援する面積の考え方

米の需給調整推進の観点から、経営している水田面積のうち、市が示した生産目標数量目安（経営面積の63.55%）の範囲内で支援します。

○申請書類 対象となる農業者等には申請書などを送付します。

○申請受付

申請は農政課生産振興係（燕市役所3階27番窓口）で受け付けます。また、申請に関する相談会を下記の3会場で開催しますので、こちらでも申請を受け付けます。

○申請相談会

- ・ 令和3年11月29日（月）15：00～19：30 分水公民館 1階大ホール
- ・ 令和3年11月30日（火）15：00～19：30 中央公民館 1階小会議室
- ・ 令和3年12月6日（月）15：00～19：30 燕市役所 1階つばめホール

○申請期限 12月24日（金）

本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 農政課：酒井
電話：0256-77-8245（直通）